

## 八代市建設工事競争入札参加における準市内業者認定基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、平成23年度以降に本市が発注する建設工事に係る競争入札参加における準市内業者の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この基準において「市内業者」とは、本市内に本社（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の許可を受けている営業所（以下「許可営業所」という。）のうち、主たるものをいう。以下同じ。）を有する業者をいう。

- 2 この基準において「準市内業者」とは、本市内に入札及び契約に係る権限を委任されている支社等（許可営業所のうち、本社以外のものをいう。以下同じ。）を有し、次に掲げる要件を満たしていると市長が認める業者をいう。
- (1) 支社等が本市の建設工事に係る競争入札参加の申請（以下「入札参加申請」という。）において希望する業種に係る法第3条の許可を受けていること。
  - (2) 支社等に自社の看板を常設し、営業（業務）を行うための専用スペースを有し、及び事務所としての形態を整えていること。
  - (3) 支社等に自社の専用電話及び専用ファクシミリを常設しており、本社又は他の営業所へ常時転送になっていないこと。
  - (4) 支社等に業務に必要な備品類及び帳票類並びに事務所として必要な建築設備が常備されていること。
  - (5) 支社等に契約に使用する印鑑（入札参加申請において届け出たものに限る。）が常備されていること。
  - (6) 支社等に法第7条第2号に定める専任技術者が配置されていること。
  - (7) 支社等において入札及び契約に係る権限を委任されている者（以下「受任者」という。）が週に3日又は30時間以上勤務していること。
  - (8) 支社等に直接的な雇用関係にある者が常時一人以上居ること。

### (申請)

第3条 準市内業者としての認定を受けようとする業者（以下「申請者」という。）は、前条第2項に掲げる要件を満たしていることを証明するための書類を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請に必要な書類の種類、提出の時期及び方法は、市長が別に定める。
- 3 申請者は、第1項の規定による申請を行うときは、当該記載内容に虚偽がないこと及び次条に規定する実態調査に協力することを書面で誓約しなければならない。
- 4 市長が指定する期間を過ぎても審査に必要な書類を提出しない申請者は、前条第2項に掲げる要件を満たさない者とみなす。

### (審査)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、準市内業者の認定の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査に必要な実態調査を行うことができる。
- 3 実態調査に協力しない申請者については、第2条第2項に掲げる要件を満たさない者とみなす。

(要請)

第5条 市長は、前条の規定による審査の結果、第2条第2項に掲げる要件を満たすと認められなかった申請者に対し、当該要件に対応するよう要請するものとする。

2 前項の規定による要請の結果、指定の期限までに第2条第2項に掲げる要件を満たすと認められない申請者は、準市内業者に認定しないものとする。

(準市内業者に対する実態調査)

第6条 市長は、準市内業者の認定を受けた申請者が、引き続き第2条第2項に掲げる要件を満たしていることを確認するため、必要に応じて、実態調査を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による実態調査の結果、第2条第2項に掲げる要件を満たすと認められなかったときは、準市内業者の認定の取り消すものとする。

(指名停止等)

第7条 市長は、悪質な虚偽の申請又は実態調査の妨害行為等があったときは、指名停止等の処分を行うことができる。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、市長決裁の日（平成22年9月1日）から施行する。

附 則

この基準は、市長決裁の日（平成24年11月2日）から施行し、平成25年4月1日以後の八代市競争入札参加有資格者名簿に登録される者から適用する。